

盛岡市市税条例について

令和元年5月28日

財 政 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人市民税を非課税とする者の要件を改めるとともに、3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率の特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 前年において年末調整の適用を受けた給与等を有する者が市・県民税申告書を提出する場合において、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める事項については、同令で定める記載によることができることとする。

イ 市民税を非課税とする者に、前年の合計所得金額が 135万円以下である単身児童扶養者を加える。

ウ イに伴い、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書に、これらの者が単身児童扶養者に該当する場合に記載する事項を加える。

(2) 法人市民税関係

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等である内国法人が令和2年4月1日以降に行わなければならないこととされている地方税関係手続用電子計算処理組織を使用した申告手続について、災害等により当該申告手続が困難である場合の手続に係る規定の整備を行う。

(3) 都市計画税関係

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に規定する特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業の用に供する土地等に係る課税標準の特例が定められたことに伴う規定の整備を行う。

(4) 軽自動車税関係

ア 乗用の3輪以上の自家用軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当該自家用軽自動車が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された場合に限り、次のとおり軽減する。

区 分	税 率	
	改正前	改正後
エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上である等の条件を満たす乗用の3輪以上の自家用軽自動車	1.0%	非課税
上記以外の乗用の3輪以上の自家用軽自動車	2.0%	1.0%

イ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割について、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度に限り、次のとおり軽減税率を適用することとする。

区 分		税 率		
		自家用	営業用	
3 輪	電気自動車等	1,000円	1,000円	
	令和2年度燃費基準+30%達成車	2,000円	2,000円	
	令和2年度燃費基準+10%達成車	3,000円	3,000円	
4 輪以上	乗用	電気自動車等	2,700円	1,800円
		令和2年度燃費基準+30%達成車	5,400円	3,500円
		令和2年度燃費基準+10%達成車	8,100円	5,200円
	貨物用	電気自動車等	1,300円	1,000円
		平成27年度燃費基準+35%達成車	2,500円	1,900円
		平成27年度燃費基準+15%達成車	3,800円	2,900円

※ 軽減税率が適用されない場合の種別割の税率

区 分		税 率	
		自家用	営業用
3 輪		3,900円	3,900円
4 輪以上	乗用	1万800円	6,900円
	貨物用	5,000円	3,800円

ウ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車のうち電気自動車等に対して課する種別割について、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度に限り、イの軽減税率を適用することとする。

### 3 施行期日

- (1) 2-(2) 及び(3) 公布の日
- (2) 2-(4) ア及びイ 令和元年10月1日
- (3) 2-(1) ア及びウ 令和2年1月1日
- (4) 2-(1) イ 令和3年1月1日
- (5) 2-(4) ウ 令和3年4月1日